

一般社団法人日本ボッチャ協会  
旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ボッチャ協会（以下「協会」と言う）の命令又は依頼により、協会の関係者及び協会より依頼を受けた者が出張を行った場合に支給する旅費に関する基準を定めたものである。

(出張の命令・依頼)

第2条 出張の命令又は依頼は、代表理事が書面、電磁的記録又は口頭により行うものとする。

(旅費の種類)

第3条 この規程に基づく旅費とは、交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、バス賃等）、宿泊費、日当のことをいう。

(旅費の計算)

第4条 交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法によって計算し、原則として、公共交通機関を利用する。ただし、業務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

- 2 日当は日数に応じ、日額 2,000 円を支給する。
- 3 前2項の定めにかかわらず、協会が開催する大会（日本選手権大会予選会・本大会等）の審判員、クラス分け員については、別紙1の表に基づき支給するものとし、ボランティアについては、別表1の表記載の日当のみ支給する。

(旅費の支給・精算)

第5条 旅費の支給を受けようとする者は、所定の様式による書類を作成し、経理責任者の決裁を得なければならない。

- 2 出張を行う者の申請により、必要のある場合、旅費を出張に先立ち仮に支給することができる。
- 3 前項の規定により旅費の仮払いを受けた者は、出張終了後2週間以内に旅費の精算をしなければならない。

(鉄道賃)

第6条 鉄道賃は、旅客運賃、急行料金、特急料金及び新幹線特急料金をいう。

- 2 旅客運賃は、実費を支給する。
- 3 急行料金及び特急料金は、一つの券の有効区間ごとに計算するものとする。
- 4 協会は、急行列車を運行する線路による旅行で片道 50 km 以上の場合は、急行料金の実費を支給する。

4 特急列車を運行する線路による旅行で片道 50 k m 以上の場合は、特急列車料金（新幹線を除く）の実費を、片道 100 k m 以上の場合は、新幹線特急料金の実費を支給する。

（船賃）

第 7 条 船賃は、実費を支給する。

（航空賃）

第 8 条 航空賃は、緊急性若しくは経済性を勘案して、実費を支給することができる。

（バス賃）

第 9 条 バス賃は、実費を支給する。

（車賃）

第 10 条 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、別表 2 に従い路程に応じ通常の場合の実費により支給することができる。

（宿泊費）

第 11 条 業務上の必要並びに天災、その他やむを得ない事情により宿泊しなければならない場合又は次項に定める場合、旅行中の夜数に応じて 12,000 円（素泊まり）を上限とし、その実費を支給する。ただし、船中に宿泊した場合は、宿泊料を支給しないで寝台料金の実費を支給する。

2 出張をする者が、出張するにあたり、自宅からの出発時間が午前 6 時以前、又は自宅への帰着時間が午後 11 時以降となる場合については、出張先での宿泊を認める。

（旅費の調整）

第 12 条 代表理事は、旅行目的の性質上又は旅行先の事情、その他特別の事情により、この規程による旅費の支給が妥当でないと認めるときは、これを減額又は増額することができる。

（改廃）

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則 1 この規程は、平成 30 年 1 月 28 日より施行する。

附則 2 令和 2 年 9 月 3 日付けで理事会の議決を経て改正された規程は、令和 2 年 9 月 4 日より施行し、令和 2 年 7 月 1 日以降になされた出張に遡って適用する。

附則 3 令和 7 年 7 月 30 日付けの理事会の決議を経てこの規程を一部改正し、令和 7 年 8 月 1 日より施行する。

【別紙1】

審判員、クラス分け員は、以下の表に従って、一律支給とする。

<対象大会>○日本ボッチャ選手権大会ブロック予選会

※日本ボッチャ選手権大会（本大会）については、実費支給

○オープンチャンピオンシップブロック予選会

※オープンチャンピオンシップ（本大会）については、実費支給

○BOCCIA JAPAN CUP

○全国ボッチャ選抜甲子園

基準	日当 (1日につき)	交通費 (往復)	備考
開催地都道府県内に在住	2,000円	日当のみ	
開催ブロック内に在住	2,000円	3,000円	
開催ブロックより 1ブロック離れる場合	2,000円	8,000円	
開催ブロックより 2ブロック離れる場合	2,000円	13,000円	
開催地区より 3ブロック離れる場合	2,000円	18,000円	
それ以上遠距離の場合	2,000円	23,000円	
飛行機利用の場合	2,000円	28,000円 を上限	領収書と搭乗証明書の提出 必須 上限を下回る場合は実費支給

【別表2】

車賃については、以下の通りとする。

基準（上限）額	内容詳細および留意事項	必ず提出が必要な書類
右の（ア）または （イ）のいずれかの額	<p>（ア）現に支払った旅客運賃 タクシーについては、必要その他やむを得ない場合のみ対象</p> <p>（イ）定額 旅行1kmにつき37円を上限 （片道1km未満の端数切捨て） 道路 通行料金・駐車場代については、定額 に含めず現に支払った額とする。</p> <p>※但し、交通機関による旅行が困難な場合で、その利用の必要性、やむを得ない事由が確認できる場合のみ。</p> <p>例) 目的地まで公共交通機関がない 例) 複数人数で利用した場合、他の交通機関よりも廉価など</p>	<p>○自家用車およびタクシー利用の場合は、その理由書</p> <p>○実費を確認できる証拠書類（道路通行料金、駐車場代等）</p>